

## みんなが住み続けたい四條畷をつくる市民の会結成宣言（案）

2023年4月に、市議会は、8施設の総合センター敷地への集約化と床面積縮小を進めることを議決しました。これは、市の、まちづくりの課題解決を目的とする自治体の公共施設再編を支援する都市再生整備計画制度を使わないという方針と、公共施設を1か所に集約縮小すれば公共施設費は安くなるとの議員の認識を根拠にしています。

しかし、2020年の全国の庁舎建設費を比較すると、庁舎建設費の㎡単価は、1棟に集約するか数棟に分けるかで異ならないので、狭い敷地に集約・縮小すれば、駐車場建設などの追加費用でかえって高くなると見込まれます。

むしろ、私たち市民は、四條畷市が、土砂災害・液状化などからの地域の安全確保の必要、若者や高齢者の活躍を支援する施設の不足、市民が文化に親しむ場の周辺空間の魅力不足、散策を楽しめない街並みなど、街づくりにおける多くの課題を抱えていること、そして、事業費の40%を社会資本整備総合交付金で賄う都市再生整備計画制度が、この課題解決に取り組む絶好の機会を提供していることを直視すべきではないでしょうか。

そこで、私たちは、みんなが住み続けたい四條畷にするために、市が解決すべき課題と解決策、市の提案や、市政運営上の民主主義にかかわる問題点について調査・研究するとともに、その内容を市民に情報提供し、まちづくりにかかわる自由な意見交換の場を提供し、また、市民の意見が市政に反映されるようにすることを目的として、この会を結成します。

## みんなが住み続けたい四條畷をつくる市民の会規約（案）

### 第1条（名称及び構成）

この会は、「みんなが住み続けたい四條畷をつくる市民の会」（略称：なわてまちづくりの会）と称し、四條畷市内に事務所又は住所を持つ団体・個人で、会の趣旨に賛同するものにより構成する。

### 第2条（事務局）

この会に事務局をおく。会の事務局は、代表の指定する場所におく。

### 第3条（目的）

この会は、四條畷の市政運営やまちづくりに関する問題を討議・研究し、市民に情報を提供し、市民の意見を四條畷市に反映できるよう活動する。

### 第4条（活動ならびに事業）

1. 前条の目的を達成するために、この会は、次の活動を行う。

- (1) 四條畷の市政運営やまちづくりに関する問題を調査・研究する学習会や懇談会を定期におこなう。
- (2) 四條畷の市政運営やまちづくりに関する情報を市民に提供する活動をおこなう。

(3) 四條畷の市政運営やまちづくりに関する当会及び市民の意見を四條畷市に反映する活動をおこなう。

(4) その他、この会の目的に沿う活動をおこなう。

2. 会員は、前項の活動に参加する。ただし、会員以外で活動の趣旨に賛同する者は、この会のサポーターとして登録することで、前項の活動に随時参加することができる。

#### 第5条（機関及び運営）

この会は、次の機関を置き、円滑な運営をはかる。

##### (1) 総会

- ・ 総会は、この会の最高議決機関で、年1回開催する。
- ・ 総会は、この会の決定に基づいて、代表が招集する。
- ・ 総会は、加盟団体各1名以上の代表と個人、役員で構成し、過半数以上の出席によって成立する。
- ・ 総会の議事は出席者の過半数の賛成で決定する。
- ・ 臨時総会は、必要に応じて代表が招集する。

##### (2) 役員会

- ・ 役員会は、総会の決定方針に基づく執行機関として、必要に応じて代表が招集する。
- ・ 役員会は代表、副代表、委員、会計で構成する。

#### 第6条（役員）

(1) この会に、次の役員を置く。

代表	1名
副代表	2名
委員	若干名
会計	1名
会計監査	1名

##### (2) 役員の選出と任務

- ・ 役員は総会で選出する。
- ・ 役員の任期は、総会の翌日から次の総会の終了日までとし、再任を妨げない。
- ・ 役員に欠員が生じた場合は、臨時総会または役員会でその補充を行うことができる。補充された役員の任期は、前任者の任期とする。

#### 第7条（財政）

(1) この会の財政は、次にかかげる会費、分担金、カンパ、その他でまかなう。

- ・ 会費は、団体会員と個人会員が、別に定める額（団体会員年額1口1,000円、個人会員年額1口500円）を原則として年度当初に納入する。
- ・ 分担金の徴収は、総会または役員会で決定する。
- ・ カンパの納入は役員会に報告する。

- (2) この会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月末日までとする。
- (3) この会の会計帳簿・預金通帳・現金、その他の財産の保管は会計が行う。
- (4) 会計監査はこの会の会計について監査を行い総会に報告しなければならない。

#### 付 則

- (1) この会の規約は、総会の議決をえなければ改廃できない。
- (2) この規約は、2023年8月 日から発効する。